

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第183号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成22年3月18日 23時05分ごろ	
発生場所	三重県志摩市大王埼北東方沖 大王埼灯台から真方位047° 15km付近 (概位 北緯34° 22′ 東経137° 01′)	
事故等調査の経過	平成22年9月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 <sup>おき</sup>沖丸、33トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 125675、清洋水産有限会社</p> <p>乗組員等に関する情報 機関長、五級海技士（機関）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	漁労機器油圧ポンプ駆動用増速機のクラッチ板、軸受等が損傷	
事故等の経過	<p>本船は、大王埼北東方沖で操業中、平成22年3月18日23時05分ごろ、主機駆動の漁労機器油圧ポンプ駆動用増速機（以下「増速機」という。）から異音が生じたが、その後異音が聞こえなくなった。</p> <p>本船は、網を巻き上げて帰途についたところ、増速機が過熱してケーシングから白煙を生じたので、船長が主機を停止して点検を行ったところ、増速機のクラッチの切替装置が脱状態となっているものの、主機をターニングすると増速機の出力側も連れ回ることが判明したため、主機の継続運転は無理と判断された。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて、安乗漁港に帰港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 1	
その他の事項	<p>増速機は、油圧湿式クラッチ付きの増速機で、クラッチを介して主機の出力軸と接続され、漁労機械用油圧ポンプを駆動するようになっていた。</p> <p>増速機は、本インシデント後に精査されたところ、就航以来使用されていた潤滑油冷却器の冷却管が経年劣化によって水漏れを生じ、クラッチ板が異常摩耗していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、大王埼北東方沖で操業中、増速機の潤滑が阻害されてクラッチが焼き付いたことから、主機と増速機が切り離せなくなったものと考えられる。</p> <p>増速機は、潤滑油冷却器の冷却管に経年劣化による亀裂が生じ、漏れた海水が潤滑油に混入して各部の潤滑が阻害されてクラッチが焼き付くなどしたものと考えられる。</p>

原因	本インシデントは、夜間、本船が、大王崎北東方沖で操業中、増速機の潤滑が阻害されてクラッチが焼き付いたため、主機と増速機が切り離せなくなったことにより発生したものと考えられる。
----	---